

新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

1 接種状況（令和4年8月21日現在）

	接種回数※1	接種率 (対人口※2)	備考
1回目	100,298回	80.49%	小児（5～11歳） 1回目：27.41% 2回目：24.49%
2回目	100,293回	80.48%	
3回目	81,781回	65.63%	
4回目	24,852回	19.94%	60歳以上の接種率：67.92%

※1 小金井市に住民登録のある方の全国での接種回数を集計

※2 人口は、令和4年1月1日時点

2 予約なし接種の実施について

現在開催中の集団接種（保健センター）のモデルナ実施日に予約なし接種を受け付けて接種促進を図る。

(1) 予約なし接種受付実施会場

小金井市保健センター（集団接種会場）

(2) 対象者

3回目・4回目対象の18歳以上

(3) 実施日時

ア 8月27日（土）

受付時間：15時45分から16時30分まで

イ 9月3日（土）から9月25日（日）までの毎週土曜・日曜

受付時間（土曜日）16時00分から16時30分まで

（日曜日）10時30分から12時まで

(4) 使用ワクチン

モデルナ（※ファイザー（金曜日）の予約なしは実施しない。）

市町村における新型コロナウイルス感染症陽性者等の支援活動に係る  
個人情報の取扱いに関する協定書（その1）

東京都（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス感染症陽性者等の支援に当たり、甲から乙に提供する個人情報の取扱い等に関して必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が保有する新型コロナウイルス感染症陽性者等の情報を乙に提供するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における「新型コロナウイルス感染症陽性者等」とは、次のいずれかに掲げる者をいう。

- （1）新型コロナウイルス感染症陽性者のうち自宅療養者及び入院・療養等調整中の者（以下「自宅療養者等」という。）
- （2）国立感染症研究所が「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」において定める濃厚接触者に該当する者その他保健所が濃厚接触者として特定した者（以下「濃厚接触者」という。）

（個人情報の提供）

第3条 甲は、小金井市に居住する自宅療養者等の以下の情報を乙に提供する。

- （1）HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）ID
  - （2）氏名
  - （3）住所
  - （4）連絡先
  - （5）生年月日
  - （6）性別
  - （7）発症日
  - （8）療養開始日
  - （9）自宅療養の有無
  - （10）報道発表日
  - （11）医療機関名
  - （12）所管保健所
  - （13）その他、管轄する保健所が地域の実情に応じて提供する情報（濃厚接触者の氏名、住所、連絡先等の情報を含む。）
- 2 前項(13)に定める濃厚接触者の情報は、災害のおそれがあると甲が認める時又は災害時に限定して、管轄する保健所が把握している範囲で、乙に提供するものとする。
- 3 情報は、LGWAN（総合行政ネットワーク）上のファイル共有システムを用いて提供する。ただし、システム障害等により、当該システムを使用できない場合は、電子メール、外部記録媒体、ファクシミリで提供することを妨げるものではない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第4条 乙は、甲が提供する情報を次の各号に掲げる支援活動以外の目的で使用してはならない。

(1) 平常時における支援活動

- ア 新型コロナウイルス感染症陽性者等の安否確認及び健康観察
- イ 新型コロナウイルス感染症陽性者等に対する食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給
- ウ 平常時における新型コロナウイルス感染症陽性者等への防災及び避難に関する情報提供

(2) 災害時における支援活動

- ア 災害時における新型コロナウイルス感染症陽性者等への防災及び避難に関する情報提供
- イ 災害時における新型コロナウイルス感染症陽性者等の安否確認
- ウ 災害時における新型コロナウイルス感染症陽性者等の避難支援活動
- エ 災害時における新型コロナウイルス感染症陽性者等に対する食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給

- 2 乙は、甲が提供する情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 乙は、甲の指示がある場合を除き、甲が提供する情報を甲の事前の承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、甲が提供する情報を第三者に提供する際は、甲が定める個人情報の取扱い及び乙の個人情報保護に関する条例、規則、ガイドライン、取扱基準等を遵守しなければならない。
- 5 乙は、甲が提供する情報を民間事業者等の守秘義務が課せられていない外部の団体又は個人に提供する際は、本条と同内容の項目を盛り込んだ協定の締結若しくは誓約書の提出を義務付ける等の措置をとらなければならない。
- 6 乙は、本条第1項に規定する目的を超えて、甲が提供する情報を複写し、又は複製してはならない。

(情報の管理等)

第5条 乙は、甲が提供する情報を管理又は使用するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報を保管又は管理する者として「情報管理責任者」を定め、その者の関与の下に情報を使用すること。
- (2) 情報を取り扱うパソコンにID及びパスワードを設定し、情報管理責任者及びその関与の下に業務を行う担当者以外は閲覧できないようにするなど、適切な安全対策を講じること。
- (3) 情報の紛失、破損、改ざん、漏洩等の事故を防止すること。

(収集した個人情報の提供)

第6条 乙は、新型コロナウイルス感染症陽性者等の支援活動を行う上で収集した個人情報のうち、甲への提供について同意があったものについて、甲からの求めに応じ、提供するものとする。

(支援活動の報告)

第7条 乙は、甲が提供する情報を利用して行った新型コロナウイルス感染症陽性者等の支援活動状況について、甲からの求めに応じ、報告に協力するものとする。

(協定の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、甲が乙に提供した個人情報の返還を求めることができる。

- (1) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (2) 個人情報の取扱いについて不正又は不適正な行為があったとき。
- (3) 本協定に基づく甲の指示に正当な理由なく従わないとき。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されたとき。
- (5) 前各号のほか、本協定に違反したとき。

(個人情報の消去)

第9条 乙は、本協定が有効期間を終えたとき又は甲から提供を受けた情報が不要となった場合には、復元又は判読が不可能となる方法により、情報を消去しなければならない。

(事故発生時の報告)

第10条 乙は、情報の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、新型コロナウイルスの感染が終息したと甲及び乙が判断した場合は、協定の有効期間にかかわらず、当該判断がされた日をもって本協定は終了する。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間の終了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから、本協定を継続しない旨の申出がない場合には、当初の本協定の有効期間終了後、6か月間本協定の効力は継続するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年9月5日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 小金井市

代表者 小金井市長 西岡 真一郎

## 令和4年台風8号対応へのアンケートについて

多摩府中保健所では、8月2日以降に診断された方から11日までに受理した方に対して、避難の注意喚起を行うショートメールを送信しました。これにあたり、各市に対して住民の方からの相談件数や相談内容をお聞きしたく、以下についてご回答をお願いいたします。

回答締切：令和4年8月22日（月曜日）

回答先：S0000348@section.metro.tokyo.jp（東京都多摩府中保健所企画調整課）

### 1 回答者のご所属

（ ）市（ ）課 回答者氏名（ ）

### 2 相談件数

（ ）件

### 3 相談・対応内容

（例）

・〇〇町の方から、避難所の開設はあるかの相談があった。対応時点では開設の予定はなかったため、開設する際は防災無線で知らせるので、避難が必要な際は、多摩府中保健所のホームページを見てもらい、必要な所持品をご案内し、マスクをして避難所へ来所するよう案内した。